大分県防災映像共有システム監視用 ノート型パソコンリース契約書 (案)

リース契約書(案)

- 1. リース物件 大分県防災映像共有システム監視用ノート型パソコン 一式
- 2. リース期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

3. 契約金額	円((うち消費税	円)
【内訳】			
← 令和7年度	円	(月額	円)
令和8年度	円	(月額	円)
令和9年度	円	(月額	円)
令和10年度	円	(月額	円)
令和11年度	円	(月額	円)
令和12年度	円	(月額	円)

4. 契約保証金

上記リース契約について、大分県知事 佐藤 樹一郎(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。) は、次の条項によりリース契約(以下「本契約」とい う。)を締結する。

(契約の目的)

第1条 本契約は、乙が所有する機器を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを 目的とする。

(契約対象物件等)

第2条 契約対象となる機器等の明細及び納入場所は、別に定める「調達仕様書」のとおりと する。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、 円(うち消費税 円)とする。

(賃借料の支払い)

第5条 賃借料の月額は、

円(うち消費税 円)とする。た

だし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の中途となるときは、一月を30日 とした日割計算(円未満切捨)によって算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃借料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に、当該金額を乙に支払う ものとする。

(管理義務)

第6条 甲は、リース物件を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第7条 甲は、リース物件について盗難、滅失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙 に通知しなければならない。

(権利の移転)

第8条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(保守)

- 第9条 乙は、リース物件の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。
- 2 乙は、保守対象となるリース物件の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、機器等の故障、障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

(保守方法)

第10条 前条に定める措置の方法は、別に定める「保守条件書」のとおりとする。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、 甲の算定に基づき当該損害を保証又は賠償する責任を負担するものとする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合 には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償 額の減額について協議を行うものとする。

(動産総合保険)

- 第12条 乙は、リース物件に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険 契約を締結し、その費用を負担するものとする。
- 2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する 賠償金の支払義務を免れるものとする。

(契約の解除)

- 第13条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が本契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

- (2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、本契約を履行することができなくなったとき。
- (3) 乙が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- 2 前項第1号により本契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

(機器等の返環)

第14条 本契約の終了又は解除による機器等の返還に要する撤去、荷造り及び運送の費用 は、乙が負担するものとする。

(協議)

第15条 本契約について疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、その都 度甲乙協議して解決するものとする。

(特約事項)

第16条 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ 1 通を 所持する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市大手町3-1-1 大分県知事 佐藤 樹一郎